

岩沼市 1

事業名	岩沼市浄化槽設置整備事業補助金
事業主体	岩沼市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☒ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	浄化槽を設置しようとする者に対し、助成措置を講ずることにより、浄化槽の普及を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図ることを目的とするもの
補助対象要件	浄化槽設置整備事業の補助対象地域内で一般住宅に合併処理浄化槽を設置する個人
補助金額等	・ 5 人槽 = 332,000円 ・ 6 ～ 7 人槽 = 414,000円 ・ 8 ～ 10 人槽 = 548,000円
補助申請期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
その他	
ホームページ	https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/kurashi/waterworks/gesuido/jokaso-hojo.html
お問合せ先	岩沼市 上下水道部 上下水道経営課・上下水道施設課 電話0223-23-0846 電話0223-23-0847

事業名	岩沼市脱炭素推進設備導入補助金
事業主体	岩沼市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	脱炭素社会の実現に向けて、市内における再生可能エネルギーの普及促進及び省エネルギー化の推進を図るため、予算の範囲内で脱炭素推進設備導入補助金を交付するもの
補助対象要件	【対象者】 (1) 岩沼市内に住所を有し、自ら居住する住宅(店舗併用住宅を含む。)に対象設備を設置した個人又は対象設備付き住宅を購入した個人 (2) 岩沼市外に住所を有し、岩沼市内において、現に配偶者や子等の家族が居住する住宅(店舗併用住宅を含む。)に対象設備を設置した個人 【対象設備】 (1) 住宅用太陽光発電システム ア 住宅の屋根等への設置に適した太陽電池による発電設備であること。 イ 電気事業者が発行する電力受給契約確認書の同時最大受電電力が10キロワット未満であること。 ウ 電気事業者の電力系統に連携していること。 エ 未使用品であること(中古品の設置や既存の設備への増設及び更新は対象外とする。) (2) 定置用蓄電池 ア 住宅用太陽光発電システムと接続している設備であること。 イ 1か所に固定して使用している設備であること。 ウ 未使用品であること(中古品の設置や既存の設備への増設及び更新は対象外とする。) (3) 家庭用燃料電池システム(エネファーム) ア LPガス、灯油等から、燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電すると同時に温水を作るものであること。 イ 一般社団法人燃料電池普及協会の民生用燃料電池導入支援補助金対象機器であること。 ウ 未使用品であること(中古品の設置や既存の設備への増設及び更新は対象外とする。) (4) ヒートポンプ給湯器(エコキュート) ア 二酸化炭素冷媒を使用した高効率給湯器であること。 イ 小売事業者表示制度(統一省エネラベル)における最新の目標年度の省エネ基準達成率100%以上であること。 ウ 未使用品であること(中古品の設置や既存の設備への増設及び更新は対象外とする。) (5) V2H充放電設備 ア 住宅用太陽光発電システムと接続している設備であること。 イ 1か所に固定して使用している設備であること。
補助金額等	(1) 住宅用太陽光発電システム 1件当たり8万円とする。 (2) 定置用蓄電池 1件当たり10万円とする。 (3) 家庭用燃料電池システム(エネファーム) 1件当たり2万5,000円とする。 (4) ヒートポンプ給湯器(エコキュート) 1件当たり2万5,000円とする。 (5) V2H充放電設備 1件当たり2万円とする。 上記にかかわらず、当該補助金の額が補助対象経費を上回る場合は、補助金の額は補助対象経費を上限とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
補助申請期間	補助金の交付対象となる期間は、補助対象年度の初日の属する年の1月1日から同年12月31日までとし、交付申請の受付期間は、当該年度の7月1日から7月31日まで及び12月1日から1月15日まで

その他	(1) 補助金の交付決定者は、補助対象設備に財産処分の制限を受けます。 (2) 住宅の所有者が申請者以外の場合においては、岩沼市脱炭素推進設備導入承諾書の提出が必要です。 (3) 岩沼市外に住所を有する場合においては、配偶者や子等の家族が居住することが確認できる書類の提出が必要です。
ホームページ	https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/kurashi/kankyo-eisei/hojokin/datsutansosuishinsetsubi.html
お問合せ先	岩沼市 市民経済部 生活環境課 電話0223-23-0584

事業名	岩沼市生ごみ処理容器等設置補助金
事業主体	岩沼市

対象者	☒ 個人(持ち家)	☒ 個人(賃貸)	☐ 事業者
対象工事	☒ 新築(建設)	☒ 改修・増築	☒ 購入
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☒ 環境対策
	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け
			☒ その他

概要	生ごみ処理容器又は電気式生ごみ処理機を購入し、一般廃棄物のうち各家庭から排出される生ごみの自己処理を行う者に対して補助金を交付し、生ごみの減量化及び堆肥化による資源の再利用の促進を図ることを目的とするもの
補助対象要件	・年度内に2つの補助を重複して受けることはできない。 ・申請年度以前5年度において、既に申請した処理容器等と同種の処理容器等の補助金を、補助限度個数分以上受けることはできない。
補助金額等	【電気式生ごみ処理機】 購入価格の2分の1以内で上限が30,000円 【コンポスト】 購入価格の2分の1以内で上限が3,000円（1世帯につき2基まで）
補助申請期間	当該年度の4月1日から2月末日まで
その他	
ホームページ	https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/kurashi/kankyo-eisei/hojokin/konpo.html
お問合せ先	岩沼市 市民経済部 生活環境課 電話0223-23-0584

事業名	雨水貯留タンク設置補助金交付事業
事業主体	岩沼市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☒ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	雨水の一時的な貯留・流出の抑制をし、ゲリラ豪雨などによる水害の軽減を図るとともに貯留した雨水を水まきや非常時の雑用水等に再利用することを促進するもの
補助対象要件	【対象者】 市内に住所を有する個人又は、事務所等を置く法人で、市内において自らの住所又は店舗・事業所等として使用している建物に雨水貯留タンクを設置した方 【対象製品】 ※対象となる貯留タンクは建物1軒につき1基 下記の条件を全て満たした製品 (1) 建物の屋根に降った雨水を一時的に貯留し、河川、水路等への流出を抑制するとともに雑用水として活用できる常設型のタンク（ローリータンクは対象外）であること (2) 上記の用途のために販売されている未使用製品であること (3) 貯水容量が100リットル以上であること
補助金額等	25,000円を上限とし、雨水貯留タンクの購入及び設置に要した費用の1/2の額 (1,000円未満の端数切り捨て)
補助申請期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
その他	
ホームページ	https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/kurashi/waterworks/gesuido/usui-cyoryu.html
お問合せ先	岩沼市 上下水道部 上下水道経営課 電話0223-23-0846

事業名	岩沼市結婚新生活応援補助金						
事業主体	岩沼市						

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	新婚世帯を対象として新生活をスタートさせるための住宅取得費や引越費用などの経済的不安を軽減するため、結婚に伴う住宅取得費等に対して補助金を交付するもの。
補助対象要件	次の①～④のすべてを満たす世帯が対象となる ①令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された日における夫婦の年齢がいずれも39歳以下である世帯 ②令和7年分の夫婦の所得を合わせて500万円未満 ③補助金の申請時に、夫婦のいずれかが岩沼市に居住している ④ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談、共家事・子育て講座のいずれかを夫婦で受講している
補助金額等	次の①、②を上限額として「実際に支払いをした金額※」を補助 ①婚姻日に夫婦の年齢がいずれも29歳以下：上限60万円 ②その他の世帯（30～39歳）：上限30万円 ※補助対象経費から当該経費に対する、他の補助金等（勤務先からの住宅手当等の手当を含む。）を控除した額 ※賃料は3か月分が上限となる
補助申請期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
その他	
ホームページ	https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/kurashi/iju/kekkon/kekkonshinseikatu.html
お問合せ先	岩沼市政策部まちづくり政策課 企画創生係 電話:0223-23-0199 E-mail:sousei@city.iwanuma.miyagi.jp